

## 平成25年第11回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日時場所

平成25年11月25日(月)午後2時00分

議会棟A・B会議室

### 2. 委員の現在数

19名

### 3. 出席委員

1番 茅野理	2番 中村良男
3番 須藤喜一郎	4番 三須清一
5番 斉藤隆	6番 染谷智一郎
7番 新堀政夫	8番 渡辺陽一郎
10番 阿曾敏夫	11番 斉藤剛広
12番 大野木奥治	13番 小池良雄
14番 印南宏	15番 甲斐俊光
16番 高田勝禧	17番 渡邊光雄
18番 川村泉治	19番 増田勝己

### 4. 欠席委員

9番 森正昭

### 5. 出席事務局職員

局長	海老原美宣
次長	飯塚豊
次長補佐	大野祐信
農地係長	落合敦

### 6. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて

議案第3号 農用地利用集積計画(案)の決定について

議案第 4 号 「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」 変更案について（諮問）

報告事項

報告第 1 号 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出に対する専決処分について

報告第 2 号 千葉県農業会議の諮問に対する回答について

**議長** それでは定刻となりましたので開会いたします。

ただ今から平成 25 年第 11 回我孫子農業委員会総会を開会いたします。

本日は 17 名の委員に出席いただいておりますので、会議規則第 8 条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第 18 条第 2 項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

14 番 印南宏委員

15 番 甲斐俊光委員

よろしく申し上げます。

次に、本日の書記には事務局職員の落合係長を指名いたします。

本日の議案について事務局から説明をお願いします。

**事務局** それでは議案について説明をさせていただきます。議案書の目次をご覧くださいと思います。

本日ご審議いただく案件は議案第 1 号から議案第 4 号までの 4 議案についてです。議案第 1 号は「農地法第 5 条の規定による許可申請について」です。申請件数は 1 件となっております。続いて、議案第 2 号は「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」でございます。次の議案第 3 号は「農用地利用集積計画（案）の決定について」になります。最後に、議案第 4 号は「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」の変更案についてでございます。

以上で議案についての説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

**議長** 議案についての説明は以上で終わりました。

これより議事に入ります。

議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書 1 ページをご覧くださいと思います。議案第 1 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」。下記のとおり申請があったのでこの会の意見を求めます。提出日平成 25 年 11 月 25 日、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

続いて、議案資料 1 ページから 7 ページをご覧くださいと思います。議案第 1 号の譲受人は我孫子市に住所を置く法人でございます。申請地は江蔵地余後地先の畑 3 筆になります。面積は 1,675m<sup>2</sup>です。転用の目的は太陽光発電設備を設置し、電力会社へ売電を行いたいというものでございます。この制度は平成 24 年 7 月に「電気事業者による再

生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」が施行され、一定の条件を満たす場合に発電した電力の全量を一定の期間、一定の価格で全量を買取りするものでございます。これにより計算上では約 10 年で残金を返済することが可能であります。生活を安定させるため申請がなされたということでございます。

買取り価格は 10kw 以上の場合で 1 kwh 当たり税込み 42 円であり、買取り期間が 20 年ということでございます。

次に、利用計画については出力 160w と 250w の 2 種類の太陽電池モジュールを 480 枚設置し、施設当たり 48kw の出力を得る予定です。施設当たり 48kw にとどめた理由は、50kw を超えると電気事業法上、自家用電気工作物となり、電気主任技術者の選任及び保安規定の届出をする必要があるなど、制約があるためです。

他法令については特にありませんが、平成 25 年 2 月 19 日及び同年 10 月 21 日付けで経済産業省から太陽光発電設備の認定通知があり、さらに、東京電力株式会社とも電力供給契約の協議が整っております。

農地区分は小集団の生産性の低い農地であることから第 2 種農地と判断させていただきました。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長** 続いて、斉藤調査会長から審議結果についての報告をお願いします。

**斉藤隆調査会長** それでは座って説明させていただきます。議案第 1 号についての調査結果を報告いたします。この案件については現地調査及び譲受人から聞き取りを行い、審議いたしました。

譲受人は市内に住所を置く法人で、土木建築業を行うとともに、太陽光発電の販売・施工を行っています。転用目的は太陽光発電設備を設置しようとするものです。

申請理由につきましては、年齢的に農業の継続が困難であり、今後の生活手段を考えていたということでした。周辺の被害防除対策としては、周辺にフェンスを設置するとともに、優良農地への土砂の流出を防ぐブロックを積み上げる計画です。また、雨水は施設内で自然浸透処理を行います。

次に、資金計画については全体で建設費が 2,000 万円で、全額金融機関から借り入れる計画で、金融機関の融資可能のお知らせが添付されております。

以上の内容を基に審議しましたところ、調査会では農地法第 5 条の立地基準や申請目的の実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの一般基準に適合していると認められることから、全員一致をもって許可妥当との判断をいたしました。

以上です。

**議長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

(なし)

ございませんか。

(なし)

それでは意見がないものと認め、議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第1号「農地法第5条の規定による許可申請について」を採決いたします。  
許可することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第1号については原案どおり許可することにいたしました。

次は議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」を審議したいと思います。中村委員が当案件に関係しています。農業委員会等に関する法律第24条の規定に基づき、議事参与の制限がございますので、中村委員には退席をお願いします。

(中村委員の退席を確認してから)

**議長** 議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」を議題といたします。

それでは事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書2ページをご覧くださいと思います。

議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」。下記のとおり農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いがあったので、この会の意見を求めます。平成25年11月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

詳細について説明させていただきます。

申請地は江蔵地字中屋敷通地先の1筆で、登記簿は畑、現況地目は宅地でございます。面積については773m<sup>2</sup>でございます。この土地は建築する前から28人の村中持ち名義でした。許可申請をどのようにしたらよいか県に相談しましたら、28人の名義人の中で代表者を決め、申請することで申請が可能であることを教えていただきましたので、相談者に説明し、今回の許可申請の提出となったものでございます。なお、今回は青年館再築のための証明願いがあったものです。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長** 続いて、議案第2号について斎藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**斎藤調査会長** それでは議案第2号についての調査結果を報告いたします。

申請地の状況は江蔵地の青年館が建築されている土地で、地目は畑、現況は宅地となっております。

現地確認とともに証明事項に関し、調査したところ、平成元年当時の空中写真や建築台帳記載証明書等から農地以外に利用されることが確認されました。

よって、調査会では全員一致をもって証明妥当との結論に至りました。

以上です。

**議長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** 調査会でも私、申し上げましたが、内容については問題ないんです。今、事務局から28人持ちと村中持ちという両方の説明がございましたが、村中持ちと28人持ちは違うんですよ。

それで調査会の時にも申し上げましたが、〇〇さんですか、この人が名義人で申請した理由、どういうふうに登載されたのか、その辺のところをよく分かるようにしてください。これ所有者は〇〇さんか分かりませんが、現地に来てもらったときも40代の嫁さんですよ。それで所有者という話は、明治の初めにここを江蔵地村といったときの構成メンバーとしての村中持ちか、それとも個人の28人持ちか。今、事務局は28人持ちと村中持ちという2種類を説明しました。同じように解釈しているのは間違いですからね。

それと、所有者〇〇さんと名前が挙がった理由、なぜここに挙がったのかと。青年館を建てるとすれば青年館条例で管理者がいるわけですよ。だからその辺のところを定かにしてくださいと調査会で私、申し上げましたけど、その2点をひとつ。28人持ちと村中持ちは違いますからね。

**議長** ただ今の質問に事務局、答えてください。

**事務局** 阿曾委員からのご質問とご指摘、2点についてお答えいたします。

大変失礼いたしました。村中持ちということは、これは昔の言葉でございます。28人の名義人を確認してございますので、28人持ちで間違いはないと思います。

**阿曾敏夫委員** いや、村中持ちというのものもあるんですよ。大字持ちもあるし村中持ちと

いうのもあるけどね。この案件は個人名の 28 人持ちになっているんだから、それを〇〇さんの名前で申請した理由を分かるようにしてくださいとこの間調査会で言いましたけどね。だからその点をはっきり。江蔵地の嫁さんの名前で出ているからね。青年館の場合は青年館条例じゃないと。管理者というのがあるわけだよね。なぜ嫁さんが来たのかなと思って調査会で分かるようにしてくださいと言ったことは事実。内容については問題ないですからね。

**事務局** はい。じゃあよろしいですか。次の 2 点目、申請者がどうして〇〇さんですかということですよ。現地でも私、確認したんですけども、ちょうど登記簿謄本、戸籍ですか、戸籍をちょうどこの〇〇さんが持っていたらしいんですね。28 人で話し合ったときに、私がちょうど戸籍を持って先代まで追えますよと。それで登記簿に載っていた名前までたどりついているわけです。じゃあ〇〇さん、申し訳ないけど、〇〇さんの名前で申請させてもらうよというお話になったそうです。そのことをご本人から一応聞いております。それを報告させていただきます。

**議長** いいですか。

**阿曾敏夫委員** いや、だから 28 人持ちというね、使用権利者があるんだから、そのほかに江蔵地の中に青年館を使っている人たちがいるわけです。組員がね。だから、その辺との調整もやっぱり権利者に対してちゃんとしておかないと。

**新堀政夫委員** 管理者というのは自治会長さんのほう。毎年交代して管理していくかたちになっているみたいだね。

**阿曾敏夫委員** いや、規約じゃないから。あれは青年館条例ってね。だからその辺のところ。

**新堀政夫委員** たまたま今、現地で話していた〇〇さんという方が江蔵地の田んぼを借りて稲を作っていたんだけど、前回の青年館を建てる時に整地しちゃって、それで今現在の青年館が建っているんですよ。

**阿曾敏夫委員** いや、だからその記名した理由をね、総会までに分かるようにしてくださいよと私、調査会で言ったんだよね。40 代の嫁さんの名前で所有者と言ったんでは、あとで江蔵地の旦那衆は問題になるからね。

(複数人の発言あり)

**議長** それでは事務局よりもう一度説明します。

**事務局** 先ほどちょっと説明が足らなかったと思うんですけども、戸籍謄本をたまたま〇〇さんがお持ちになっていた。今、新堀さんの話なんかもありましたけども、耕地もされていたと。それで皆さんで話し合っている中で私の先祖まで追えますよ。つながりますよ。だれかが申請しなきゃならないといったときに〇〇さんが選ばれたというふうに聞いております。

**阿曾敏夫委員** その辺がね、28人持ちになっていることは事実だからね、その人らの関係でこの人が認められて判子を作っていたという話だからね、だから分かるようにしてくださいっていう。中でもめてもしょうがない話だからね。28人が権利者というのは変わらないわけだからね。どこまで行ったって最後まで28人。だからこの間調査会でも言ったけどえらいことになるよ。

**須藤喜一郎委員** 私、ちょっと。

**議長** 須藤委員。

**須藤喜一郎委員** 今の事務局の話は戸籍謄本があるというよりも、きちんと相続していたんですね。そういうことでしょうか。

**事務局** そういうことです。

**須藤喜一郎委員** うちのほうにも共同墓地があるんですよ。その道路を売買する時にみんな全然相続してなかったんです。ですから個人の部分までは来なかった。今生きている人のところまで来なかったんです。でも、今みたいに相続してある人、一人でもいいからその人がいれば、その人が代表になって売買の手続き、書類に判を押しても構いませんということになったんです。そういうことが1回あったんです。今話を聞くと、まあ登記簿なんでしょうけども、相続を全部通して自分のところまで来ていた。この人が所有していることになっている。そういうことなのかと思うので、これはいいのかなと思うんですけどね。



**阿曾敏夫委員** いや、内容をね、事務局でやっぱり〇〇さんにつながるようにしてもらわないと。だからあとの28人のほうの同意がないという問題になっちゃうから。

**印南宏委員** 28人の中で話し合いをして、〇〇さんが代表者になったんでしょ。その確認みたいなものがあるのかな。

**渡邊光雄委員** それはだって議事録なんかがあるんでしょ。

**印南宏委員** ああ、それであれば。

**阿曾敏夫委員** いや、だからそれを分かるようにしてくれればいいんですよ。

(発言あり) うん。

**阿曾敏夫委員** 内容は別に。20年過ぎたら時効だからね、農協の許可がいらぬというふうにやれるわけだからさ。ただ地元でね。

**議長** その辺を調査会長が確認しているようですから、調査会長より一言。

**斉藤調査会長** 28人持ちという。それで〇〇さんにもう一度念を押して、そしたらもう4代くらい前に名前が載っていますということで。それでその委員さんが立ち会ったときに、これはありだから今後法の手続きを取って書き換えたほうがいいんじゃないんですかというようにアドバイスもいたしました。

以上です。

**議長** そのほか意見はございますか。

渡辺委員。

**渡辺陽一郎委員** 細かいことなんですけども、先ほどから現況地目、事務局の方も宅地と言われて調査会長も宅地と言われましたけども、資料では畑になっているんですよ。これは最初に資料として訂正をしていただかないと。読んでいて何のことだろうと思っていたんですけども、どっちなんですか。

議長 これは登記簿地目。ここの資料に書いてある。

新堀政夫委員 登記簿上は畑なんですね。

渡辺陽一郎委員 登記地目は畑です。それで現況地目は先ほどお二方は宅地と言いました。現況地目は畑になっているんですよ。どっちかなど。

議長 事務局。

渡辺陽一郎委員 直さないとおかしいでしょう。

事務局 いつも委員さんにはご迷惑をかけて申し訳ございません。こちらの許可申請書には確かに畑と宅地になっているんですよ。

渡辺陽一郎委員 あ、そう。

事務局 なっているんです。8ページをご覧になってください。

渡辺陽一郎委員 資料のほうですか。

事務局 はい。これは登記簿が畑で現況が宅地になっているんです。今、委員がおっしゃったのは、議案書の畑。畑なんですよ。これは大変いつも失礼申し上げて。この台帳のシステム上これを引っ張ってきたと。だからその辺はうちのも。はい。

(発言あり) どっち。

事務局 この畑が間違っています。

渡辺陽一郎委員 議案書のほうの間違いを訂正するのね。

事務局 はい。気を付けます。このような内容、手書きでも修正するように努力しますので。

議長 議案書の登記簿地目を変更します。そのの不同一ということですね。じゃあただ

今修正が事務局からありました。

そのほかございませんか。

(なし)

これより議案第2号「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の証明願いについて」を採決します。証明することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号については原案どおり証明することにいたしました。

退席となっていました中村委員は自席にお戻りください。

(中村委員が自席に戻ったことを確認して)

**議長** 次は、議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題といたします。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書3ページをご覧くださいと思います。

議案第3号「農用地利用集積計画(案)の決定について」。下記のとおり農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画(案)について決定を求められているので、この会の意見を求めます。平成25年11月25日提出、我孫子市農業委員会会長、大野木奥治。

詳細について説明させていただきます。

議案第3号は農用地利用集積計画に伴う賃借権及び売買による所有権等の設定で、新規設定の5件と再設定の3件及び売買の2件でございます。

初めに、新規の整理番号1の利用権を設定する土地は新木字東台地先の畑一筆、690m<sup>2</sup>でございます。賃借権の設定で賃料は10アール当たり2万円でございます。

整理番号2の利用権を設定する土地は新木字薬師台地先の畑一筆、1,028m<sup>2</sup>でございます。賃借権の設定で賃料は10アール当たり2万円でございます。

整理番号3から5については同じ会社が記載のとおり借り受けするものでございます。利用権を設定する土地は日秀新田字宮下地先の田の他4筆、合計7,000m<sup>2</sup>でございます。賃借権の設定で賃料は10アール当たりコシヒカリ一等米90kgでございます。

次に、議案書5ページから6ページの再設定については、資料のとおり同じ法人が借受者でございます。利用権を設定する土地は相島地先の田の他8筆になります。合計3万2,940m<sup>2</sup>でございます。賃借権の設定で賃料は10アール当たりコシヒカリ一等米90kgでございます。

次の議案書7ページの所有権移転につきましては、記載のとおり移転を受ける者が同じ会社になります。所有権移転の土地は5筆になります。1万 2,088m<sup>2</sup>でございます。売買金額は、整理番号1が1m<sup>2</sup>当たり約887円、整理番号2が約902円になります。

以上になります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

**議長** 続いて、議案第3号について斉藤調査会長から調査結果の報告をお願いします。

**斉藤調査会長** それでは議案第3号についての調査結果を報告いたします。今回の案件は新規設定が5件、再設定が3件、所有権移転が2件でございます。

新規設定の整理番号の1の借受者は平成25年8月に就農した方です。地区農業委員さんのところへ訪問し、地域のことを勉強するなど、大変熱心な方です。

整理番号2の借受者は、数年前から新規就農している方と一緒に農業に従事してきた方です。就農計画と過去の農業教育・研修経験については議案資料18ページから23ページのとおりです。

整理番号3から5については、同じ会社が記載のとおり借り受けするものです。

次に、議案書5ページから6ページの再設定については、資料のとおり同じ法人が借受者です。

次の議案書7ページの所有権移転につきましては、記載のとおり移転を受ける者が同じ会社です。

以上の内容を基に審議したところ、調査会では権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから計画案は適当と判断し、全員一致をもちまして決定すべきものとの結論に至りました。

以上です。

**議長** これより議案に対する質疑に入ります。ご意見がある委員は挙手を願います。

渡辺委員。

**渡辺陽一郎委員** 整理番号1と2が新規就農者だと思いますけども、新規就農者に関して農政課が就農計画はアドバイスをして作っているのかもしれませんが、このお二方の就農計画、えらくレベルの差がありすぎて、どういう就農計画の指導をしているのかお伺いしたいんですけども。

**議長** 事務局。

**事務局** ここで議長のお許しをいただければ、担当の農政課の職員が見えていますので直接聞いていただいてもよろしいですか。

**議長** はい。

(発言あり) 農政課から説明でしょ。

(発言あり) ええ。

(発言あり) これを見てないから答えようがない。

(発言あり) うん。

(発言あり) 見てないから。うちで作った資料なんで。

(発言あり) あ、はい。

(発言あり) いつも今のは。休憩ですよ。

(発言あり) ちょっとまだ言ってない。

**議長** じゃ休憩します。

(暫時休憩)

**議長** それでは再開します。

事務局。

**事務局** お答えします。それにつきましては議案3号1番の〇〇君につきましては今年の8月にこちらのほうで一度審査していただいております。ただ、この方は今回が2回目で皆さんにあまりなじみのない方なので、念のため前回の資料の一部を抜粋して付けさせていただいたということです。したがって簡略的な資料となっております。

同2番の〇〇さんにつきましては今回がまるっきり初めてということですので、就農計画一式を付けさせていただきました。そのため1番の〇〇君と2番の〇〇さんでは若干資

料の中身が異なることになっています。

以上です。

**議長** 渡辺陽一郎委員、分かりましたか。

**渡辺陽一郎委員** 分かりましたけども、よろしいですか。別の質問でありますけども。

**議長** はい。

**渡辺陽一郎委員** それであれば、この面積を、仮に 700m<sup>2</sup>弱の土地を借りて就農計画、経営計画が変わってくると思うんですけども、その経営計画が変わったのは全く出されてなくて、単年度の収入、所得計画書が出てきているだけです。将来的にこの面積プラスアルファを計画しているとか、この面積で経営計画を立て直すのかということも少しこれでは分からないので、抜粋であればもう少し分かりやすい抜粋をしていただきたいと思うんですけども。よろしくをお願いします。

**議長** 事務局。

**事務局** お答えします。〇〇君の就農計画につきましては、8月にくっつけたときには5年先の一応就農計画書も付いていたんですけども、今回ちょっとそれは省いてしまいました。次回からはこういった場合、5年先の就農計画も付けるようにしたいと思います。

**議長** いいですか。

高田委員。

**高田勝禧委員** この〇〇君はうちのほうの地先の新規就農者なんですけど、新人にしてはよくやっています。周辺の農家とのトラブルもありません。昨日も、個人的なことなんですけど、管理機しかないから最初うなうときにうちのトラクターでうなってやったんです。それで今度はどうするんだと言ったら、もみ殻を入れて来年度に向けて地力を付けるんだと。それで昨日はお休みで彼はいなかったんですけど、この天候だったから、大きいトラクターだと畑を固めるから、昨日残りをちょっとうなってやったんですけど、一生懸命やっております。まだまだこれ、今度はおそらくこれ私も今回〇〇さんから借りるところも〇〇さんのほうの家庭の事情があって後でやれないような状態。おばあちゃんが倒れちゃって、それでおじいちゃんが、まあ 80 ぐらいの方なもので当然まだ更地になっていますけ

ど、恐らく前に借りたのと同じようなかたちで彼はやりきるんじゃないかと推測しています。

以上です。

**議長** いいですか。

**渡辺陽一郎委員** 要するに、これから経営の改善はもっと見込めると本人が、そう見ているわけでしょう。

**議長** それでは休憩します。

(暫時休憩)

**議長** それでは再開します。

そのほか質問ありませんか。

(なし)

それでは意見がないものと認め、議案第3号に対する質疑を打ち切ります。

これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を採決します。決定することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することにいたしました。

斉藤調査会長は自席にお戻りください。ご苦労さまでした。

次に、議案第4号「農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想」の変更案についてを議題といたします。この案件は農業経営基盤強化促進法施行規則第2条の規定により、変更案についての意見を求められています。

議案第4号について農政課大井主査長から説明をお願いします。

**農政課大井主査長** 農業振興担当をしております大井といたします。よろしく願いいたします。

それでは農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想の変更案の説明に入りたいと思います。お手元の資料に農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想変更案新旧対照表というのをお持ちでしょうか。もしないようでしたら挙手でお願いします。

**議長** 抜粋して説明してください。

**農政課大井主査長** 前回の農業委員会の際に貴重なお時間をいただきまして変更点について説明させていただきました。基本構想の案につきまして今回は意見を伺うものです。内容的には農業経営基盤強化促進法第6条5項の規定により、県知事の同意を得るためには農林水産省令の定めるところにより、農業経営基盤強化促進法施行規則第2条により農業委員会及び当該市町村の区域の全部または一部をその地区の全部または一部とする農業協同組合の意見を聞かなければならないとなっているため、今回意見をお伺いするところ  
です。

千葉県の方では今年の5月に基本方針というものを改正しました。それを受けまして今回我孫子市の農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想を変更するものです。改正の主なものとしましては、今までになかったものとしましては、6次産業化の推進、人・農地プランの策定・実行、耕作放棄地の発生防止・解消、新規就農者の促進、担い手の確保・育成、以上のような項目が主なものとなっております。

また、内容につきましては、書き方、言い回しとか、そういったものの変更、あと農業事務所が現在の呼び方なんですけれども、それ以前のもののが農林振興センターとなっていたものについて農業事務所というような変更ですね。それと、大きなところでは目標としている年間農業所得が600万円だったものを今回550万円ということ。あと年間労働時間が1,900時間だったものが1,800から2,000時間以内ということの変更。それに伴います営農類型の変更となっております。営農類型につきましては従前七つあったものが今回八つとなっております。

以上、簡単に変更内容の概要を説明させていただきましたので、ご意見をいただけますようよろしくお願いいたします。なお、29日の期限で両改良区、手賀沼土地改良区と利根土地改良区、あとJAふたばのほうには諮問を現在行っていて、29日期限で答申をいただけることになっております。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

**議長** 基盤の強化促進に関する基本的な構想、多岐にわたり1番から2番、3番、4番、6番までその他。これ、質問、意見はどうでしょうか。項目ごとにやりますか、それとも一括でやりますか。いかがですか。意見ありませんか。

**議長** それでは一括でやりたいと思います。質問、意見のある方はどうぞ。

印南委員。

**印南宏委員** 印南です。ただ今ご説明いただいたんですが、今回のこの新しい変更案の



ほうを見ますと、大きく我孫子市の農業の展開の方向に具体的に4本の柱でこういうふうにしていきたいと示したのと、気になるのは農業経営の目標なんですけど、これ当初600万円以上という年間農業所得を550万円以上というふうに50万下げていますよね。これ、労働時間そのものは1,900時間以内に幅を持たせて1,800時間から2,000時間になっているんですが、これ所得を50万円下げた大きな理由というか、そういう背景を教えてくださいなればと思います。

以上です。

**議長** 所得減額。

**農政課大井主査長** 年間農業所得、従前600万円だったものを今回550万円にしたということで、この金額の根拠となるようなものにつきましては県の方針のほうで下げているということで、県にならってというようなところで550万円としております。

**印南宏委員** その県の方針が下がったという理由を我孫子市の農政課のほうでは把握して、それだからそれに準拠して50万下げたというふうに理解をしているんですが、何か、要は魅力ある農業をやっていくにはある一定の所得が必要だというのはみんな同じ意見なんですよね。ある程度の所得がなければ魅力がなくて、農業そのものが衰退していくと。そういう中で今回50万円下げてきたというのは、それに何らかの理由というか、根拠があるのかなあと確認をしたかったわけで。いや、分からないなら分からないで結構ですが、県のほうはそのように下げてきたという理解はしておきます。

**農政課大井主査長** 県の基本方針の他産業の従事者並みの生涯所得を可能とする年間農業所得を確保するという観点です。今現在というか、統計的なものでは全体的に下がってきています。他産業従事者並みというと550万円程度になっておりますので、50万円ほど下げた金額になっております。

**印南宏委員** 分かりました。要は現状の他産業の従事者並みが600万円じゃなくて550万円だという理解ですか。分かりました。ただ、世の中の流れを見ると、来春消費税が5%から8%に上がります。そういう中でさまざまな今、いろんな産業の中で所得についてベースアップしていかなきゃいけない。税は上がるんだけど生活の質は下がるからある一定のベースアップをしていこうという動き、労働界も含めて労使の関係でいろんな動きがある中で、今回の農業経営基盤強化の促進、その基本的な構想の中で下げるといって、やっぱり税はどんどん上がっていくんだけど収入そのものはある一定の、上げていかない

と駄目なのかなあと。基本的なベースでそういうふうと思うし、ちょっと違和感があったので確認をただけです。お答えは結構です。

**議長** 質問者は項目とページ数を言ってください。

そのほかございませんか。

阿曾委員。

**阿曾敏夫委員** 9ページの第2の新と旧のやつで、旧のほうはAが水稻で左が水稻専作と。旧のほうには専作という字がなかったけど、ここに専作という字句が入ってきています。定義的に専作と水稻の違いは何ですか。

**議長** お答えできたらお願いします。

**農政課大井主査長** もともと旧のほうは内容的に水稻の専作だったんです。ただ、今回直す際に水稻専作にしたほうが分かりやすいということで専作という言葉を入れております。

**阿曾敏夫委員** 県のほうの指導でこういうふうに関作と定義付けられたんですか。そうじゃなくて我孫子の基本構想独自で、我孫子独自で関作という定義ですね。

**農政課大井主査長** はい。すべてについて関作というかたちになっています。県のほうの指導もありまして入れております。

**阿曾敏夫委員** はい、分かりました。

**議長** そのほかございませんか。

(なし)

なければ意見を言ってもらって、またの機会に質問するなり、そうしていただければ幸いです。

それでは意見がないものと認めます。

これより議案第4号「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の変更案について」を採決します。承認することに賛成の委員は挙手を願います。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号については原案どおり承認することにいたしました。

以上で、審議案件については終了いたしました。

続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは報告させていただきます。

報告第1号について説明させていただきます。議案書9ページから10ページになります。この報告は市街化区域における農地転用の届出になります。農業委員会事務局処務規程に基づき、事務局長が専決処分し、受理書を交付したものでございます。

報告第1号は「農地法第5条に係る転用の届出」で、7件受理しました。転用目的及び転用事由は全件宅地となっております。

報告第2号の「千葉県農業会議の諮問に対する回答について」は議案書11ページから12ページの7件でございます。

内容につきましては、平成25年10月28日に諮問し、平成25年11月14日に開催された千葉県農業会議の結果「許可相当」との回答をいただきましたので、会長専決規程第3条の規定により報告いたすものでございます。

以上です。

**議長** 以上、報告第1号から第2号まで報告させていただきました。

ただ今の報告に対するご意見がありましたら挙手を願います。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。

以上をもちまして、我孫子市農業委員会第11回総会を閉会いたします。